

[事案 30-258] 契約者貸付無効等請求

・令和元年8月13日 裁定終了

<事案の概要>

元配偶者による契約者貸付請求書類の偽造を理由に、契約者貸付の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年8月に乗合代理店を通じて契約した2件の変額保険について、以下の理由により、平成26年8月になされた契約者貸付を無効とし、損害賠償を支払ってほしい。

- (1) 契約者貸付請求書類の筆跡は、筆跡鑑定を行った結果、自分とは別人のものである。
- (2) 契約者貸付時、同請求書類の送付先の住所には居住しておらず、居住地への転送届の依頼もしていなかったため、同請求書類を受領していない。他方で、元配偶者は送付先の住所に立ち寄ることは容易であり、郵便受けの暗証番号も知り得たので、同請求書類を受領することができた。
- (3) 契約者貸付請求書類の記入日および翌日は仕事で不在にしており、自宅に戻っておらず、同請求書類の記入をすることはできなかった。
- (4) 契約者貸付請求書類の送付を依頼する電話があったとのことであるが、保険会社においても誰からの電話か特定できていない。
- (5) 契約者貸付時、保険証券を保有しておらず、証券番号すら知り得なかった。他方で、元配偶者は保険証券を保有していた可能性が高い。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当乗合代理店においては、契約者以外から契約者貸付請求書類の送付依頼を受けた場合、契約者本人に意思確認をすることになっていることから、本事案でも実施した可能性が高い。また、当社では、契約者貸付請求書類の署名の筆跡と、申込書の署名の筆跡を照合した上で契約者貸付を行っており、契約者貸付金も申立人名義の保険料振込口座に振り込んでいる。
- (2) 仮に申立人元配偶者が契約者貸付請求手続を行っていたとしても、以下等の理由により、契約者貸付は、申立人が了承した上で行われたか、あるいは、申立人は契約者貸付を追認している。
 - ① 当社との面談の際、申立人は、契約者貸付は元配偶者からのお金を貸してほしいとの依頼にもとづくものだと話している。
 - ② 申立人は、契約者貸付金の一部を元配偶者に振り込んでいる。
 - ③ 契約者貸付以降、毎年利息繰入の案内を送付しているが、申立人から特段の申出もなく、また、同案内は返送もされていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付時の状況等を把握するため、申立人および申立人元配偶者（募集人）に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人元配偶者による契約者貸付請求書類の偽造は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。